

I 北海道中学校長会 令和3年度 運営計画

1 令和3年度 運営方針及び活動の重点

激動する国際社会において、我が国では、21世紀にふさわしい、持続可能な社会の仕組みを構築するため、行財政改革、規制緩和、地方分権などの動きが進行している。

教育界においては、教育基本法及び教育関連法規の改正、教育再生実行会議の諸提案、教育振興基本計画策定など一連の教育改革が行われ、新学習指導要領が全面実施となり、「社会に開かれた教育課程」及び「主体的・対話的で深い学び」の実現、「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められるなど、学校教育は新たな変革の時期を迎えた。

私たち中学校長は、学校教育の課題を踏まえ、人間尊重の精神に徹し、「社会を生き抜く力」とともに「よりよい社会を形成する力」を育む教育を推進し、生徒・保護者・地域の信頼と期待に応えるため、新しい時代に求められる学校づくりに向けてリーダーシップを発揮し、学校からの教育改革を推進する。このことを実現するため、本来、学校が担うべき業務の明確化・適正化をはじめ、学校の組織運営体制の見直し、教職員の意識改革等により、「学校における働き方改革」を推進する。同様に、働き方改革を推進するため、勤務時間の適正化や業務の改善・効率化への対応等について、関係機関に働きかけていく。

また、東日本大震災をはじめ災害等により被災した地域の復興を期し、教育活動の充実や災害の風化防止に向け、引き続き組織をあげて全力で支援する。併せて、今後起こりうる災害に対し、能動的に対応できる生徒を育成するため、全国各地区・各学校の防災教育・安全教育のさらなる充実を図る必要がある。

さらに、平成30年3月に策定された「北海道教育推進計画」の基本理念を受け、「教育の質の向上」を目指し、本道における教育課題の解決に努める必要がある。

以上の認識に立ち、北海道中学校長会は、校長としての主体性と指導性をもち、会員相互の連携のもと本道の中学校教育を推進し、道民の負託に応えるため、全日本中学校長会綱領に則り、「全日中新教育ビジョン 学校からの教育改革（令和2年5月）」の内容を踏まえ、以下の運営方針並びに活動の重点等に基づき、本会の運営に当たる。

1 運営方針

- (1) 校長相互の協力や信頼関係を一層深めるとともに、今後に向けた組織の充実・強化を図り、会の総力を結集して活動の効率化と諸問題の解決に努める。
- (2) 道教委をはじめ、全日中、四種校長会等の教育関係諸機関やPTAをはじめとした諸団体と緊密に連携して教育課題の解決に当たるとともに、家庭や地域に信頼される学校づくりに努める。
- (3) 校長の学校経営力の向上に寄与し、道民の負託にこたえる中学校教育の創造に努める。

2 活動の重点

(1) 校長会の組織と機能を充実し、活動の活性化を図る。

- ① 「オール北海道」として一体となった活動の推進
- ② 全日中新教育ビジョンを踏まえた学校からの教育改革の推進
- ③ 教育改革を進めるための具体的な活動に関する適切かつ迅速な対応と情報の発信
- ④ 組織体制及び運営の継続的な見直しと改善
- ⑤ 教育関係諸機関、道小学校長会等の諸団体と連携した活動の推進
- ⑥ 「第63回北海道中学校長会研究大会 宗谷・稚内大会」の実施

- (2) 確かな学力の定着、豊かな心と健やかな体を育成する教育課程の編成・実施・評価・改善に努める。
- ① 新学習指導要領の全面実施を受けて、全日中新教育ビジョンが目指す「確かな学力」、「道德教育」、「キャリア教育」、「健康教育・安全教育」、「いじめ防止」等の充実を図る教育課程の編成・実施
 - ② 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と、それらを活用する能力及び学びに向かう力を育てる指導及び評価の工夫・改善
 - ③ 豊かな心と健やかな体を育てる食育・体験活動の推進
 - ④ 地域社会の人的・物的教育資源の効果的活用をとおして、社会に開かれた教育課程の推進
 - ⑤ スポーツ教育・芸術教育の推進
 - ⑥ 不登校生徒への支援の取組の充実と生徒指導体制の強化
- (3) 学校の自主性・自律性の確立と学校経営の改善に努め、家庭や地域社会に信頼される学校づくりに努める。
- ① 学校評価の効果的な運用と教育課程の改善
 - ② 教職員の資質の向上を図る研修の促進と内容の充実
 - ③ 家庭・地域社会との連携・協働による教育活動の充実
- (4) 多様な教育活動を推進するための教育諸条件の整備・充実を期する。
- ① 教職員定数の改善、少人数学級の実現
 - ② 新学習指導要領に基づいた教育活動を展開するための施設・設備の整備・充実
 - ③ 部活動の諸条件の整備と将来を見通した在り方の検討
 - ④ 人的支援も含め、学習指導や生徒指導に専念できる環境の構築に向けた働き方改革の推進
 - ⑤ 特別支援教育の充実のための条件整備
 - ⑥ 学校段階間の連携・接続の推進
 - ⑦ 学校職員評価制度における教職員の意欲を高める効果的な活用
 - ⑧ 教員免許更新制にかかわる諸課題への適切な対応
 - ⑨ 高等学校入学者選抜の改善に対する適切な対応
 - ⑩ 僻地校、小中併置校等における教育推進のための諸条件の改善・充実
 - ⑪ 校長の人事具申権の尊重と人事異動要綱に基づく適正な配置
 - ⑫ 校長・教頭・主幹教諭等候補者の選考方法の検討・改善と人材確保に向けた条件整備
 - ⑬ 広域人事、管理職の管外交流の推進と条件整備
- (5) 教職員の服務規律の徹底、職責に見合った待遇改善を期する。
- ① 教職員の服務規律の遵守と法規法令に基づいた適切な学校運営
 - ② 不祥事の根絶に向け、教職員の意識改革や自覚を促す指導の徹底
 - ③ 「義務教育費国庫負担制度」及び「人材確保法」の堅持
 - ④ 給与体系の改善と校長・教頭の待遇改善